

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

○ 平成二十七年一月一日以後相続開始用

譲渡者	住所	氏名	
被相続人	住所	氏名	
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書を提出した日	年月日
		相続税の申告書の提出先	税務署

1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

譲渡した相続財産	所在地				
	種類				
	利用状況	数量			
	譲渡した年月日		年月日	年月日	年月日
	相続税評価額 <small>〔裏面の計算が必要となる場合がありますので、ご注意ください。〕</small>	④	_____円	_____円	_____円
相続税の課税価格 <small>〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記載してください。〕</small>	⑤	_____円			
相続税額 <small>〔相続税の申告書第1表の②の金額を記載してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている方は、下の2又は3で計算した①又は⑤の金額を記載してください。〕</small>	⑥	_____円			
取得費に加算される相続税額 $(C \times \frac{A}{B})$	⑦	円	円	円	円

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の⑥の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 <small>(相続税の申告書第1表の⑭の金額)</small>	⑧	円
相次相続控除額 <small>(相続税の申告書第1表の⑯の金額)</small>	⑨	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 <small>(相続税の申告書第1表の⑰の金額)</small>	⑩	円
小計の額 <small>(相続税の申告書第1表の⑲の金額)</small>	⑪	円
相続税額 $(E + F + G + H)$	⑫	円

3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合

	算出税額 <small>(相続税の申告書第1表の⑱又は⑲の金額)</small>	⑬	円
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 <small>(相続税の申告書第1表の⑳)</small>	⑭	円
	合計 (⑬+⑭)	⑮	円
税額控除等	配偶者の税額軽減額 <small>(相続税の申告書第5表の㉑又は㉒の金額)</small>	⑯	円
	未成年者控除額 <small>(相続税の申告書第6表の1の㉓又は㉔の金額)</small>	⑰	円
	障害者控除額 <small>(相続税の申告書第6表の2の㉕又は㉖の金額)</small>	⑱	円
	外国税額控除額	⑲	円
	医療法人持分税額控除額	㉑	円
	計 (⑯+⑰+⑱+⑲+㉑)	⑳	円
	相続税額 (⑮-㉑) <small>(赤字の場合は0と記載してください。)</small>	㉑	円

※ 相続税の申告において、贈与税額控除又は相次相続控除を受けていない場合は、「2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合」欄及び「3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合」欄の記載等は不要です。

関与税理士	電話番号

(資6-11-A4 統一)

○ この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳細については、明細書の記載に当たっては、裏面を参照してください。なお、明細書の記載に当たっては、裏面を参照してください。